（株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為）

第二条の二の三　令第七条第一項第一号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　顧客から株券等（単元未満株式（会社法第百八十九条第一項に規定する単元未満株式をいう。次号において同じ。）に限る。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有（令第七条第二項各号に掲げる場合を含む。以下同じ。）に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この条及び第二条の五第二項第一号において同じ。）とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。次号において同じ。）の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。）を取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。次号及び第三条の二第四項において同じ。）における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格（当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後遅滞なく当該株券等の売付け等を行うこと。

二　顧客から株券等（単元未満株式を除く。）の買付け等（当該株券等の買付け等の後における当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合を合計した割合が百分の三十を超えることとなる場合及び当該株券等の買付け等の前における当該合計した割合が既に百分の三十を超えている場合における当該株券等の買付け等を除く。）を取引所金融商品市場における当該株券等と同一の銘柄の株券等の売買価格（当該買付け等を買付け以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、その後直ちに当該株券等の売付け等を行うこと。

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三　令第七条第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該株券等の買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。

［一～三　略］

四　令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　［略］

2　［略］

（関係法人等）

第二条の四　令第七条第一項第八号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　親法人等（令第七条第一項第七号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。）

［条を加える。］

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三　令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（同項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主等の議決権（令第四条の四第一項第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合（当該特定買付け等が、次に掲げる有価証券のいずれかに該当する株券等に係る買付け等である場合であって、当該株券等の発行者から行うものである場合を除く。）以外の場合とする。

［一～三　同上］

四　令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、同号に規定する受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　［同上］

2　［同上］

（関係法人等）

第二条の四　令第六条の二第一項第六号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　親法人等（令第六条の二第一項第五号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。）